



概要版

岐阜市地域福祉推進計画

【令和2年度～令和6年度】

手をつなごう 誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる
市民が主役のまちづくり



令和2年3月

岐阜市・社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

計画の基本的な考え方

本編掲載ページ P.27-30

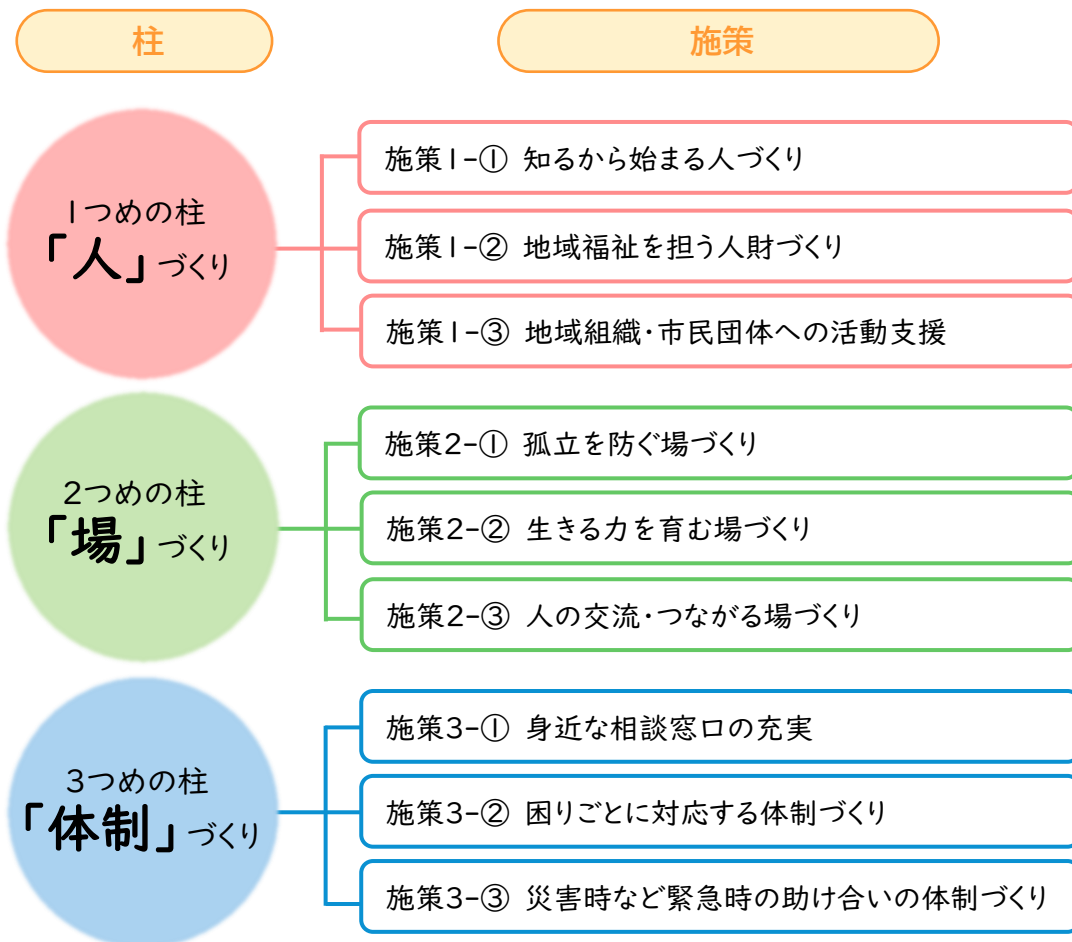
地域福祉を推進する理想的なまちづくりの姿を、その主体となる市民と、活動を支援する市と市社協が共有できるよう、基本理念を定めます。

基 本 理 念

手をつなごう 誰もが安心していきいきと
心豊かに暮らせる 市民が主役のまちづくり

施 策 体 系

社会環境や基礎調査結果を踏まえ、市における地域福祉の現状や課題を整理すると、大きく「人」、「場」、「体制」という3つの柱に関連づけられました。それぞれの柱から施策を体系化し、課題の解決を図っていきます。



本計画の策定に向け、平成30年度に実施した基礎調査を基に、岐阜市地域福祉推進委員会における審議を経て、社会環境の変化を踏まえた「困りごとを受け止める体制づくり ～地域共生社会の推進に向けて～」を重点施策と位置づけます。

重点施策

困りごとを受け止める体制づくり ～地域共生社会の推進に向けて～

超高齢社会や核家族化の進展、8050問題のような複数の分野にまたがる問題を抱える世帯の増加など、地域福祉を取り巻く環境は多様化かつ複雑化しています。こうした中、地域の人々が抱える困りごとを、団体や行政の垣根を越え、地域が一体となって受け止め、解決に向けて取り組む体制を作り上げるため、次に掲げる4つの重点項目を推進していきます。

重点項目

(1) 困りごとに対し、社会全体で支える**総合的な相談体制の構築**

施策3-② 困りごとに対応する体制づくり

(2) 成年後見制度の利用促進を図る**(仮称)岐阜市成年後見センターの設置**

施策3-② 困りごとに対応する体制づくり

(3) 社会福祉法人の専門性・情報・場所を地域で活かす**社会福祉法人連携・協働の基盤づくり**

施策1-③ 地域組織・市民団体への活動支援

(4) 地域福祉を支える**担い手の育成と発掘**

施策1-② 地域福祉を担う人財づくり

重点項目(Ⅰ)総合的な相談体制の構築

本編掲載ページ P.55-59

第Ⅰ段階 ファーストタッチの土台づくり(令和2年度)

まず、第Ⅰ段階では、地域で活動する地域福祉コーディネーター(市社協)の相談体制を整えるとともに、市における福祉と健康に関わる部署の連携を図ります。地域で相談を受ける体制の整備と、行政における相談窓口の充実を推進していきます。

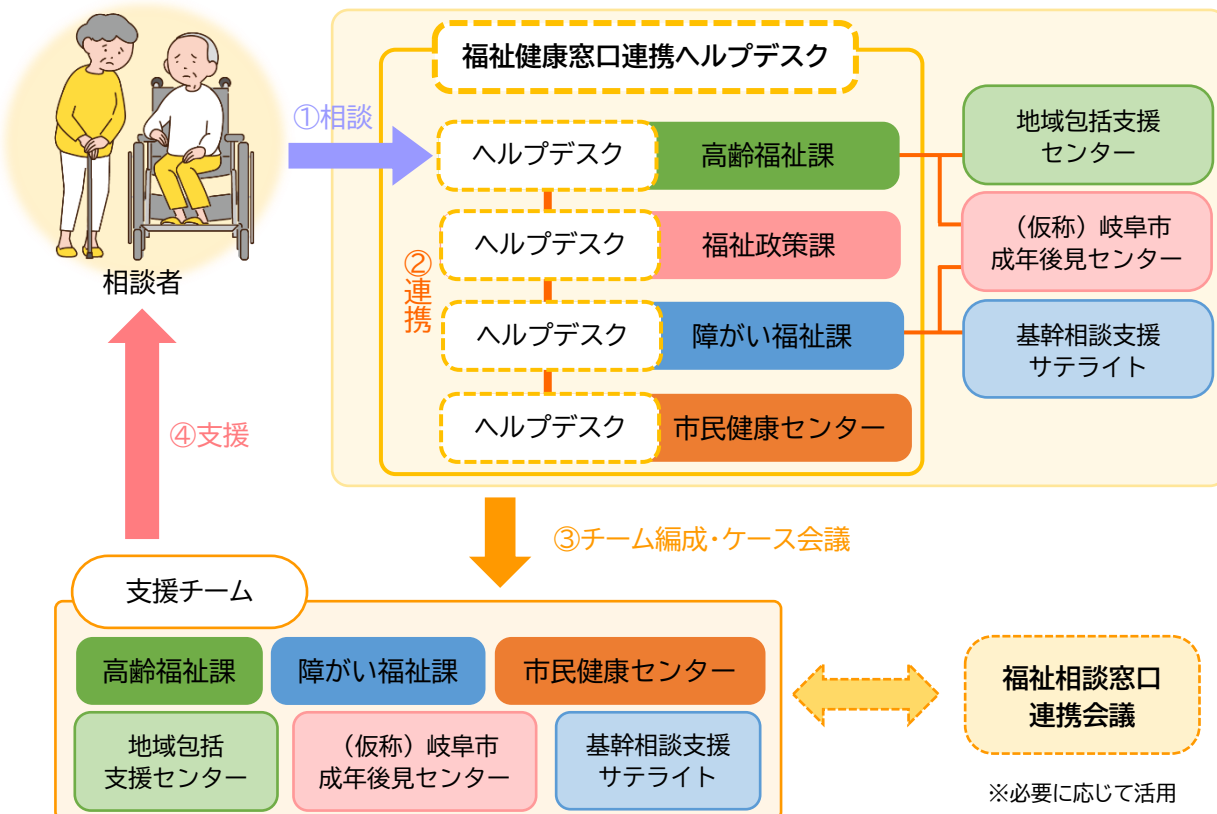
【地域で相談を受ける体制の整備】

これまで、地域福祉コーディネーターは、主に、地域で行われるサロンの開催や社協支部の活動支援を実施してきました。今後は、地域福祉コーディネーターがこれまでの活動から得たノウハウを活かし、地域の実情を踏まえ、多様な地域資源を活用することで、地域の人が抱えるニーズの解決を支援していきます。

【行政における相談窓口の充実】

地域福祉コーディネーターの取り組みに加え、市の関係部署による福祉健康窓口連携ヘルプデスク

(以下「ヘルプデスク」という。)の設置を図ります。ヘルプデスクは、複数の部署にまたがる困りごとや地域福祉コーディネーターからの相談を受けた部署(以下のイメージ:①相談)が、相談者から個人情報に関係部署に提供することの承諾を得て、相談者の困りごとを共有(②連携)した上で、支援チームを編成(③チーム編成・ケース会議)し、相談者に寄り添いながら、支援(④支援)を図る仕組みとなります。

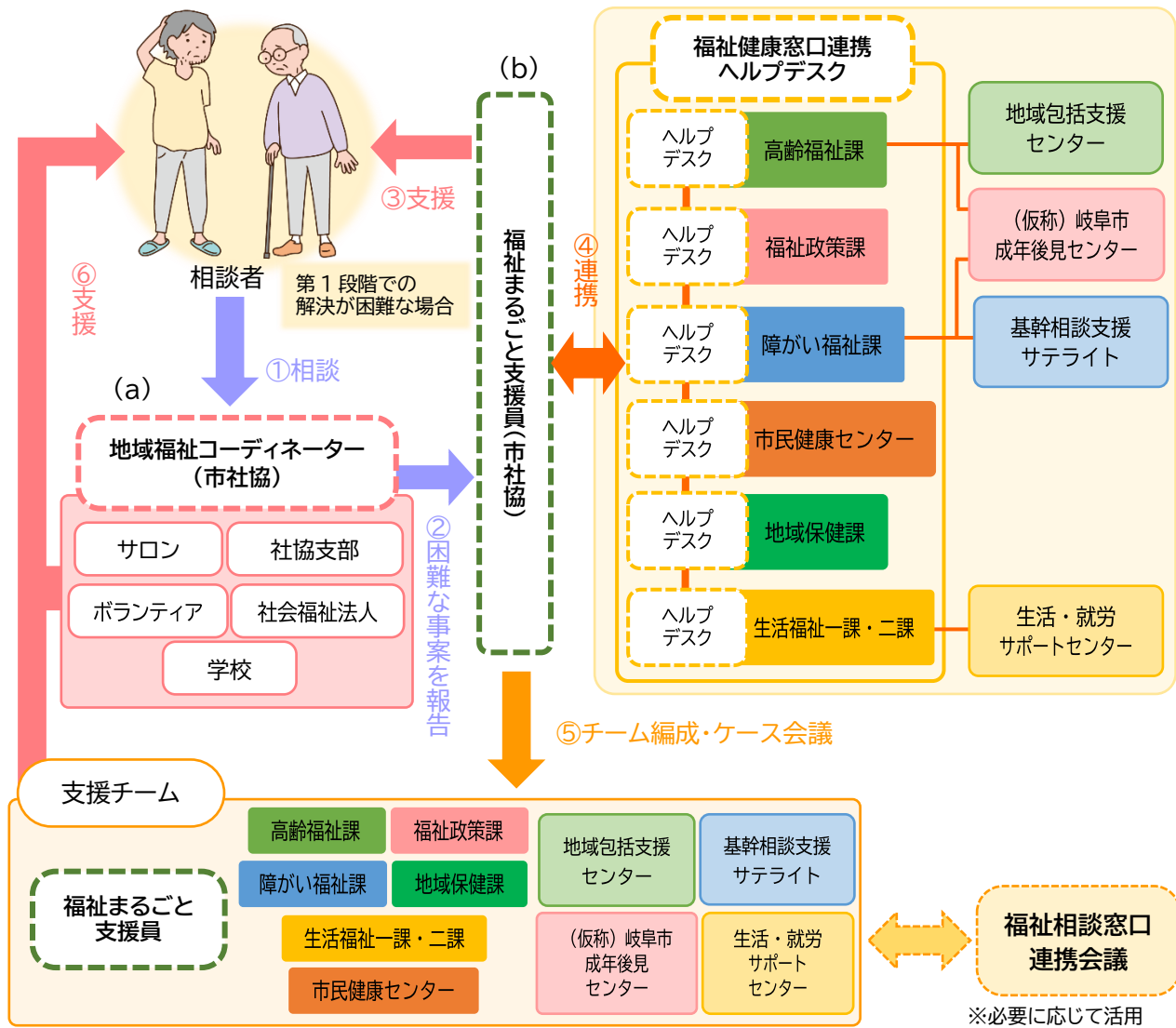


第2段階

困難事例に向けた対応(令和3年度)

第2段階では、市内の中央・北部・南部の3圏域ごとに福祉まるごと支援員を市社協に設置します。第1段階で設置した地域福祉コーディネーター(以下イメージ:(a))が抱える困難な事案(①相談)を、福祉まるごと支援員(以下イメージ:(b))が受け止め(②困難な事案を報告)、圏域レベルにおける地域資源の活用により解決(③支援)を図ります。

しかし、圏域レベルでの解決が難しく、さらに行政の支援が必要な場合は、第1段階で構築したヘルプデスク(④連携)を活用し、関係部署による支援チームの編成やケース会議の開催調整などを主導(⑤チーム編成・ケース会議)することにより、相談者への切れ目のない支援(⑥支援)を図ります。

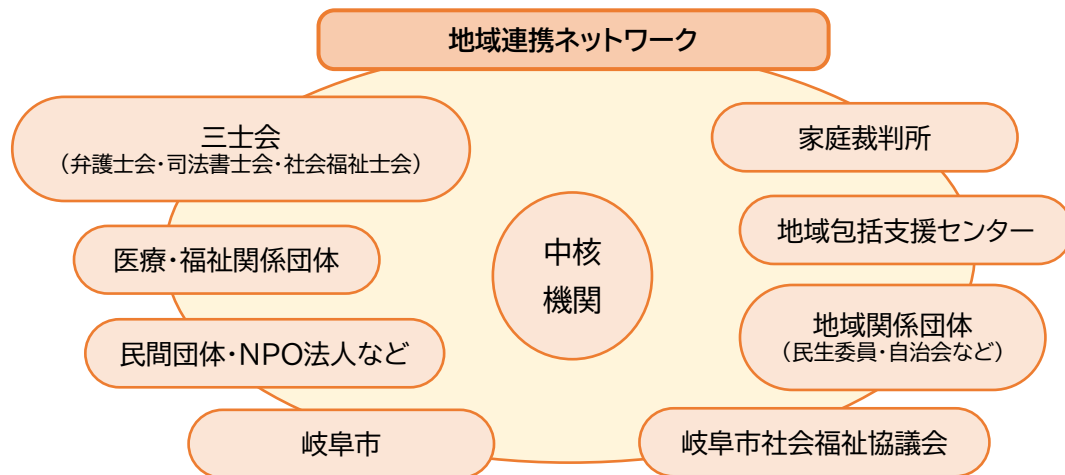


重点項目(2) (仮称)岐阜市成年後見センターの設置

本編掲載ページ P.60-61

団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年問題を目前に、ひとり暮らし高齢者の増加などへの対応の一つとして、判断能力が低下した際に、身上監護や財産管理などを行う成年後見制度の役割が重要となることから、成年後見制度の周知はもとより、利用の促進を図ります。

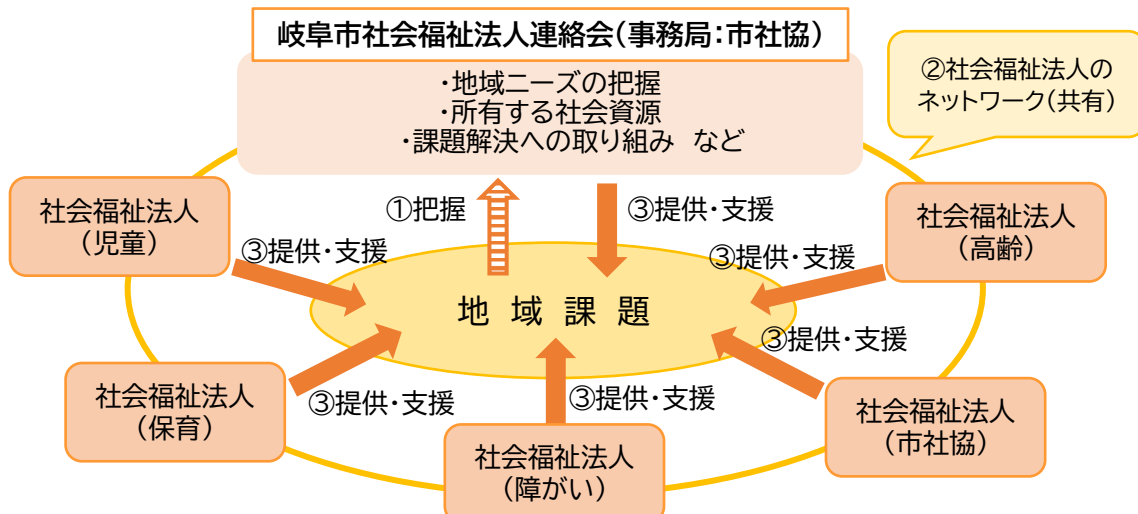
成年後見制度の利用促進にあたっては、従来の保健・福祉・医療の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに司法を含めた権利擁護の仕組み(以下「地域連携ネットワーク」という。)を構築し、関係機関の連携による対象者への支援が必要となります。



重点項目(3) 社会福祉法人連携・協働の基盤づくり

本編掲載ページ P.62-63

地域共生社会の推進に向けて、多様で複雑化する地域における生活課題や、制度の狭間にある課題に対して、地域での包括的な支援体制を築くことが求められています。その一方で、地域にある社会福祉法人は、それぞれの事業を行う中で、長年培ってきた福祉サービスに関する専門性や、施設などの社会資源を持っていますが、他の社会福祉法人との連携が確立されていないため、地域のニーズが把握しきれていない現状があります。そこで、社会福祉法人がつながり、地域のニーズを把握した上で、それぞれの法人の持つ社会資源を持ち寄り、地域課題を解決するための取り組みを検討する社会福祉法人連絡会を設立します。



重点項目(4) 担い手の育成と発掘

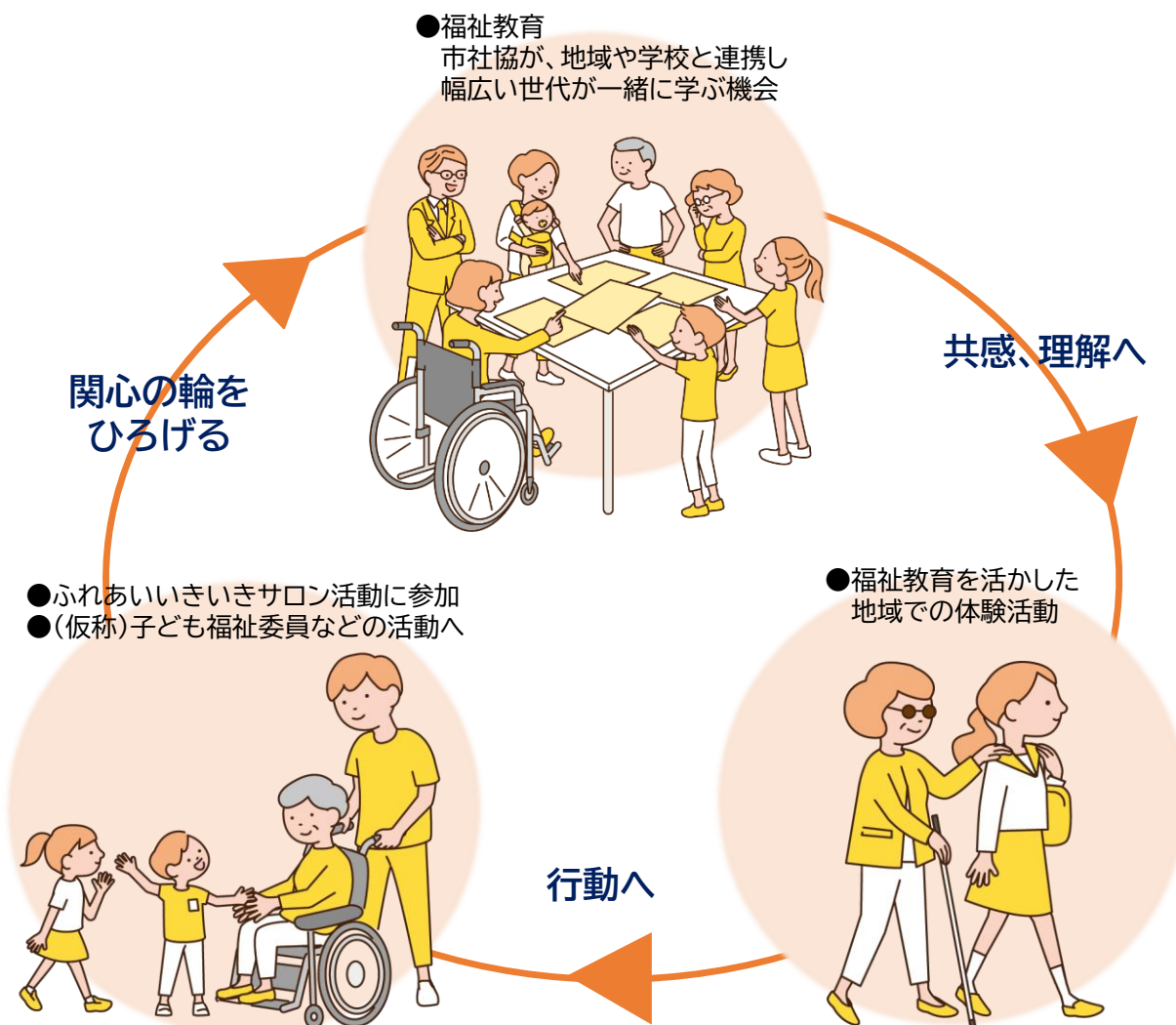
本編掲載ページ P.64

少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化により、見守りや助け合いなど、地域福祉の担い手の減少が危惧されています。

今後の地域福祉の担い手となる若い世代の育成を図るため、市社協において、学校向けに地域福祉についてわかりやすくまとめた地域福祉読本の作成や、企業などに向けた福祉体験メニューなど、福祉出前講座を整備し、地域福祉への理解啓発を進め、担い手の育成を推進します。

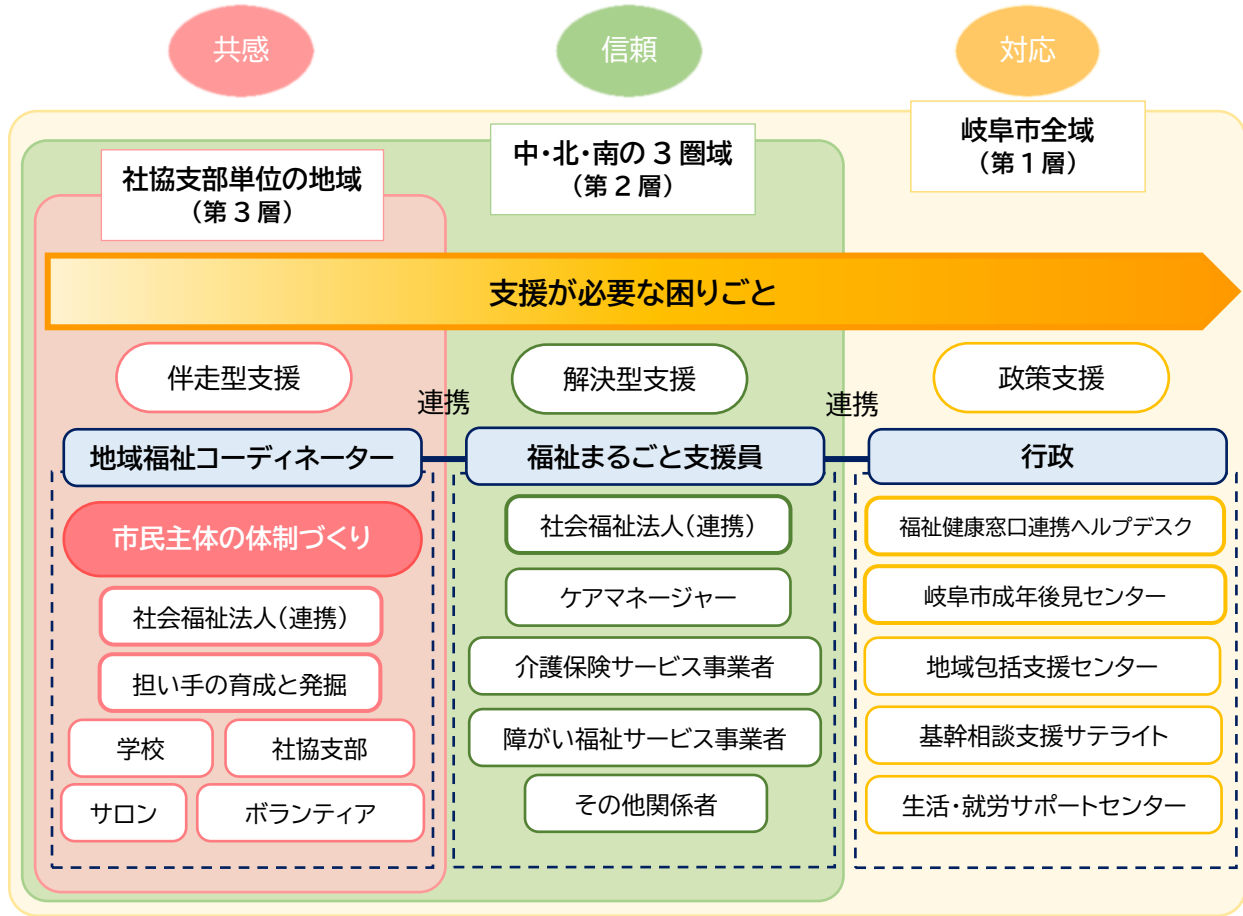
さらに、学校や地域と協力し、助け合いや見守り活動などを推進する、(仮称)子ども福祉委員を育成し、将来の担い手の拡充を図っていきます。

また、地域で開催するボランティア講座などを活用し、世代を問わず地域福祉に関心を持てる機会を創出するとともに、担い手の育成を推進し、地域の活動に参加する輪を広げ、学んだことを活かしながら、人材育成に取り組んでいきます。



重点施策のめざす姿

それぞれの重点項目に取り組むことにより、重点施策のめざす姿として、以下のイメージに示す重層的な支援体制の構築を図っていきます。こうした重層的な支援体制の構築をめざすことで、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安全に安心して暮らしていけるようなまちづくりを進めていきます。



岐阜市地域福祉推進計画

令和2年3月 発行

岐阜市
福祉部 福祉政策課

〒500-8701
岐阜市今沢町18番地
TEL:058-265-3891
FAX:058-267-6015

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
地域福祉課

〒500-8309
岐阜市都通2丁目2番地 岐阜市民福祉活動センター2階
TEL:058-255-5511
FAX:058-255-5512